■JAS制度と同等の制度を有する国・地域（2020年７月現在）

有機農産物及び有機農産物加工食品について日本農林規格による格付の制度

と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国・地域は下記の

とおりです。

アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス、

ニュージーランド、欧州連合の加盟国（27か国）、台湾

【欧州連合の加盟国とは】

アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

■同等性のある国から同等性を利用して輸入する場合

　上記の国の政府機関その他これに準ずる機関が発行する証明書をもって、日本国内の登録認証機関に認証された輸入業者は、当該輸入農林物資に有機JASマークを貼付して日本国内に流通させることができます。

認証輸入業者が有機JASマークを貼付して以降は、国内生産の有機食品と同じように国内流通できます。

■同等性のある国へ同等性を利用して輸出する場合

本会で「検査証明書」を発行します。下記の**「検査証明書の発行手続き」**を確

認の上、申請してください。また、製品の表示等に関しては、各国の法律に従う必要がありますので、輸入業者と十分確認を行い、正しい表示を行ってください。

検査証明書発行の手続き

① 検査証明書発行申請書

検査証明書が必要な方は、『検査証明書発行申請書』を提出してください。

EU諸国へ輸出する場合はTRACESと呼ばれるオンラインシステム（TRACES

NT）を使用するため、輸出される方はあらかじめこのシステムに登録する必

要があります。『TRACES 認証事業者登録申込書』を提出してください。

② 申請書に合わせて提出が必要な書類

**＜海上貨物・船の場合＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 必要な書類 | 書類の内容 |
| B/L（Bill of Lading） | 船荷証券。船会社により発行される書類であり、荷主、荷受人、本船名の他、積み込んだ荷物の内容、数量が記載されています。 |
| 商業インボイス（Invoice） | 送り状又は請求書。輸出会社が発行する書類であり、商品名、数量、金額、輸送方法、ロットNo.等が記載されています。 |
| パッキングリスト（Packing List） | 包装明細。輸出業者が発行する書類であり、商品名、数量、内容量、重量、体積、輸送方法、ロットNo.等が記載されています。 |
| 包装ラベルのコピー | 内容把握のため、製品に行った表示(認証マークを含む)のコピーが必要です。 |

**＜航空貨物機の場合＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 必要な書類 | 書類の内容 |
| ＡＷＢ（Air Way Bill） | 航空運送状。貨物の運送契約が締結されたことを証明する書類であり、荷主、荷受人、フライトスケジュールの他、積み込んだ荷物の内容、数量が記載されています。 |
| 商業インボイス | 同上 |
| パッキングリスト（Packing List） | 同上。但し、航空便の場合は、Invoice上に必要事項を記載し、省略される場合があります。 |
| 包装ラベルのコピー | 同上 |

**＜宅配貨物の場合＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 必要な書類 | 書類の内容 |
| 宅配便の送り状 | 郵便局が取り扱うEMSやSALの他、民間企業が行っている宅配便（DHL、Fedex、UPSなど）があります。 |
| 商業インボイス | 同上 |
| パッキングリスト | 同上 |
| 包装ラベルのコピー | 同上 |

■同等性のない国へ有機食品を輸出する場合

各国の有機食品に関する法律に基づき、必要な対応を行ってください。

お問い合わせは、最寄りの日本貿易振興機構ＪＥＴＲＯ（ジェトロ）へお願いします。